

総務市民常任委員会会議録

[令和7年12月定例会]

12月17日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 総務市民常任委員会 審査日程

令和7年12月17日(水) 会場：第2委員会室

時間	案件		所管課	ページ
15:20	議案第84号	筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事課	2
	議案第85号	筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		4
	議案第86号	筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		5
	議案第88号	令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	国保年金課	9

令和7年第6回(12月)筑紫野市議会定例会
総務市民常任委員会

○日 時

令和7年12月17日(水)午後3時20分

○場 所

第2委員会室

○出席委員(6名)

副委員長	吉村陽一	委員	横尾秋洋
委員	西村和子	委員	山本加奈子
委員	城健二	委員	佐々木忠孝

○欠席委員(1名)

委員長 前田倫宏

○傍聴議員(0名)

○出席説明員(6名)

企画政策部長	宗貞繁昭	人事課長	永田貴也
人事担当係長	佐藤武朗	市民生活部長	杉村真子
国保年金課長	山田和成	国保担当係長	宮下無双

○出席事務局職員(3名)

局長	荒金達	課長	高木美智子
主査	森敬		

開会 午後3時20分

○副委員長（吉村陽一君） 皆様、お疲れさまです。前田委員長が体調不良により本委員会に出席できませんので、代わりに副委員長の私、吉村が議事の進行をさせていただきます。

それでは、ただいまから総務市民常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方はいらっしゃいません。

では、会議に入ります前に、念のために申し上げますが、会議中発言のある方は挙手をしていただき、私のほうから指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。また、携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードをお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い本日の会議を進めさせていただきます。

それでは、議題に入ります前に、宗貞部長がお見えですので御挨拶をいただき、出席職員の紹介をお願いいたします。

宗貞部長。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） お疲れさまです。企画政策部の宗貞でございます。

本日、議案第84号、市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例、それから第85号、特別職の職員の給与等に関する条例、そして第86号、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の御説明を差し上げたいと思います。よろしく御審議お願いいたします。

出席職員の紹介をさせていただきます。

企画政策部人事課課長の永田でございます。

○人事課長（永田貴也君） 永田です。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） 人事課人事担当係長の佐藤でございます。

○人事担当係長（佐藤武朗君） 佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○企画政策部長（宗貞繁昭君） どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（吉村陽一君） それでは、議案第84号、筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件から、議案第86号、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件までの3件を一括して議題といたします。

本件3件について、執行部から説明をお願いいたします。

なお、質疑、討論及び採決は個別に行いますので、よろしくお願いいたします。

永田課長。

○人事課長（永田貴也君） それでは、議案第84号から議案第86号までの3議案につきまして、一括して説明をさせていただきます。

まず、議案の説明に入ります前に、本日の総務市民常任委員会資料として御提出しております、今年度の国家公務員の給与改定の状況についての御説明をさせていただきます。

今年度の国家公務員の給与改定の状況をまとめさせていただいております。まず、一般職の状況でございますが、今年の人事院勧告については、令和7年8月7日に、一般職の国家公務員の月例給、ボーナスの改定についての勧告が出されております。

これを受けての国の対応でございますが、11月11日の閣議におきまして、人事院勧告どおりの給与改定を実施するとの決定がなされ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律といたしまして、既に国会のほうで可決がされている状況でございます。

具体的な改正内容でございますが、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に月例給を引き上げ、令和7年4月に遡り、平均3.3%の改定が行われます。また、特別給、いわゆるボーナスのことでございますが、ボーナスの改定につきましては、年間支給月数を4.6月分から4.65月分に0.05か月分の引上げを行うという形で、引上げにつきましては令和7年12月期から改定とされております。

次に、特別職の状況でございますが、11月11日の閣議におきまして、一般職の国家公務員の給与改定の趣旨に沿って取り扱うものとするが、閣僚等が国会議員の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与については当分の間支給しないということが決定され、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律として、既に国会で可決がされているという状況でございます。

具体的な改正内容でございますが、月例給については2.8%の引上げ改定、それからボーナスについては、年間支給月数を3.45か月分から3.5か月分に、0.05か月の引上げという内容でございます。改定期期については一般職と同様となっております。

以上が国家公務員の給与改定の状況でございます。

続きまして、議案第84号、筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明をさせていただきます。

提案内容補足説明書の5ページをよろしくお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、特別職を含む国家公務員の給与改定が行われることを受け、その改定内容に準じて、筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正内容でございますが、期末手当の支給月数について、令和7年度の12月支給分においては、1.725か月分を1.775か月分に、0.05か月分の引上げを行いまして、年間支給月数を3.45か月分から3.5か月分にするものでございます。

次に、令和8年度につきましては、年間支給月数は3.5か月分で、6月支給分と12月支給分を均等にするために、それぞれ1.75か月分の支給とするものでございます。期末手当の改定に伴います影響額につきましては、2に記載のとおりでございます。

次に、議案について説明をさせていただきます。議案書の6ページをお願いいたします。

議案書のほうで第1条につきまして、令和7年度の期末手当の支給割合を改正し、第2条で、令和8年度の期末手当の支給割合に改正するものでございます。

次に、附則でございますが、附則の第1条で施行期日等を規定しております。第1条の令和7年度の期末手当支給月数の改正については、令和7年12月1日から適用、第2条の令和8年度の期末手当支給月数につきましては、令和8年4月1日からの施行とするものといたします。

なお、附則第2条については、内払いの取扱いについて規定をしており、既に支給されました期末手当は、改正後の条例の規定による内払いとみなしまして、可決後に差額の支給を行う予定としております。

続きまして、議案第85号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

提案内容補足説明書の9ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、特別職を含む国家公務員の給与改定の内容に準じて、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものです。

具体的な改正内容でございますが、先ほどの市議会議員の皆様と同様でございますが、期末手当の支給月数について、令和7年度12月支給分においては、1.725か月分を1.775月に、0.05か月分の引き上げ、年間支給月数を3.45か月分から3.5か月分とするものでございます。

次に、令和8年度につきましては、年間支給月数は3.5か月分で、6月と12月を均等に支給するために、それぞれ1.75か月分の支給とするものでございます。なお、期末手当の改定に伴います影響額につきましては、2に記載のとおりでございます。

次に、議案について説明をさせていただきます。議案書の8ページをよろしくお願いたします。

第1条におきまして、令和7年度の期末手当の支給割合を改正し、第2条で令和8年度の期末手当の支給割合に改正するものでございます。

附則についてでございますが、附則の第1条で施行期日等を規定しており、第1条の令和7年度の期末手当支給月数の改正については令和7年12月1日からの適用、第2条の令和8年度の期末手当支給月数につきましては令和8年4月1日から施行とするものでございます。

なお、附則の第2条につきましては、内払いの取扱いについての規定でございまして、既に支給されました期末手当は、改正後の条例の規定による内払いとみなし、可決後に差額の支給を行う予定としております。

続いて、議案第86号、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

提案内容補足説明書の13ページをよろしくお願いたします。

改正内容についてでございますが、今回の条例改正につきましては、令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定が行われることを踏まえ、その改定内容に準じて、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございます。まず、給料表につきましては、令和7年の4月に遡り、正規職員で平均3.37%の引上げをさせていただくものでございます。

次に、期末手当の支給月数につきましては、会計年度任用職員を含む一般職について、令和7年度は12月支給の期末手当の支給月数を、1.25か月分から1.275か月分に、0.025か月分を引き上げ、年間支給月数を2.525月分とするものでございます。

令和8年度につきましては、年間支給月数は2.525月分でございます。6月分と12月分を均等に支給するために、それぞれ1.2625月分の支給とするものでございます。

また、定年前再任用短時間勤務職員や再任用職員につきましては、令和7年度の支給月数を1.425か月分といたしまして、12月支給分を0.7月分から0.725月分に、0.025月分を引き上げるものといたします。

また、令和8年度につきましては、6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.7125月分の支給とするものでございます。

次に、勤勉手当の支給月数についてでございます。こちらにつきましては、令和7年度

は12月支給分の勤勉手当の支給月数を、1.05か月分から1.075か月分に、0.025か月分の引き上げ、そして年間の支給月数を2.125か月分とするものでございます。

また、令和8年度につきましては、年間支給月数は2.125か月分で、6月支給分と12月支給分を均等にするために、それぞれ1.0625か月分の支給とするものでございます。

また、定年前再任用短時間勤務職員や再任用職員につきましては、令和7年度の年間支給月数を1.025か月分といたしまして、12月支給分を0.5か月分から0.525か月分に、0.025か月分の引き上げを行うものいたします。

また、令和8年度につきましては、6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.5125か月分の支給とするものでございます。

以上が今回の改正内容でございます。

続いて、15ページの下段でございますが、令和7年度の給与改定に伴う影響額でございます。

条例改正後の全職員に支給いたします給料及びボーナスの影響額につきましては、2に記載のとおりでございますが、全会計合計いたしまして2億1,124万4,000円と見込んでいます。

続けて、議案についての御説明をさせていただきます。議案書の10ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、筑紫野市職員の給与に関する条例の第18条において、期末手当の支給について定めており、第2項の期末手当の支給月数は、6月、12月ともに100分の125でございますが、その月数を、6月支給分を100分の125、12月支給分は100分の127.5に改めるものでございます。

また、第3項の定年前再任用短時間勤務職員等については、6月、12月ともに100分の70でございますが、6月支給分は100分の70、12月支給分については100分の72.5に改めるものでございます。

次に、第19条においては勤勉手当の支給について定めており、第2項第1号の勤勉手当の支給月数は、6月、12月ともに100分の105でございますが、その月数を6月支給分は100分の105、12月支給分を100分の107.5に改めるものでございます。また、第2項第2号の定年前再任用短時間勤務職員等につきましては、6月、12月ともに100分の50でございますが、6月支給分は100分の50、12月支給分については100分の52.5に改めるものでございます。

また、別表第1の行政職給料表を、10ページから18ページにかけてでございますが、この給料表のとおり改正をするものでございます。

次に、第2条、18ページ下段からでございますが、令和8年度からの改正内容を規定しております。

まず、第18条の期末手当の支給については、第2項に定める支給月数を、6月と12月の支給月数を均等にするために100分の126.25に改めるものでございます。それから、第3項の定年前再任用短時間勤務職員等についても同様でございますが、100分の71.25に改めるものでございます。

次に、第19条の期末勤勉手当の支給につきましては、第2項第1号に定める支給月数を6月と12月の支給月数を均等にするため100分の106.25に改めるもので、同項第2号の定年前再任用職員等につきましても同様でございますが、100分の51.25に改めるものでございます。

続いて、19ページの附則でございます。附則の第1条については施行期日等についてでございますが、この条例は交付の日から施行するものといたしますが、第2条については令和8年4月1日からの施行といたしまして、第1条の改正については令和7年4月1日からの適用とするものとしております。

次に、附則の第2条におきましては、既に今年度支給している給与の取扱いについての定めでございます。改正後の給与条例の規定による内払いとみなす規定を定めさせていただいて、可決後に差額の支給を行う予定としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○副委員長（吉村陽一君） ただいま執行部から説明を受けましたが、まず、議案第84号に対して質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（吉村陽一君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第84号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（吉村陽一君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第84号、筑紫野市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（吉村陽一君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号に対して質疑のある方はいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（吉村陽一君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第85号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（吉村陽一君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第85号、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（吉村陽一君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号に対し質疑のある方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（吉村陽一君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第86号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（吉村陽一君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第86号、筑紫野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（吉村陽一君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後 3 時42分

再開 午後 4 時02分

○副委員長（吉村陽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議題に入ります前に、杉村部長がお見えですので御挨拶をいただき、出席職員の紹介をお願いいたします。

○市民生活部長（杉村真子君） お疲れさまです。市民生活部、杉村です。

議案第88号、国民健康保険事業特別会計補正予算の御審議をどうぞよろしく願いいたします。

国保年金課職員が自己紹介をさせていただきます。

○国保年金課長（山田和成君） お疲れさまです。国保年金課長の山田と申します。よろしく願いします。

○国保担当係長（宮下無双君） 国保担当係長、宮下です。よろしく願いします。

○副委員長（吉村陽一君） それでは、議案第88号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○国保年金課長（山田和成君） それでは、議案第88号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

補正予算の内容につきましては、6、補足説明書の31ページと、8、特別会計補正予算書の2ページ以降に掲載しております。

本件は、令和7年人事院勧告に沿いまして、国民健康保険事業に携わる職員の報酬、給料、職員手当等を改定するに当たりまして、不足する予算の補正を行うものです。

それでは、8特別会計補正予算書の3ページを御覧ください。

こちら3ページ右側の歳出を御覧ください。歳出の補正内容といたしましては、1款1項の総務管理費を366万9,000円増額いたします。

次に、1款2項の徴税費を45万7,000円増といたします。

最後に、4款1項の特定健康診査等事業を64万1,000円増とするものです。

同じページの左側のページを御覧ください。歳入のほうに参ります。

先ほどの歳出増に見合う歳入といたしまして、3款1項の県負担金補助金を36万3,000円増といたします。

次に、5款1項の繰入金で440万4,000円増といたします。

それでは、前のページの2ページを御覧ください。

ただいま説明した内容の結果、歳入歳出予算の総額をそれぞれ476万7,000円ずつ増額いたしまして、歳入歳出ともに98億3,366万円とするものです。

以上が、議案第88号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明となります。よろしく御審議賜りまして、御可決賜りますようお願いいたします。

○副委員長（吉村陽一君）　ただいま執行部から説明を受けましたが、本件に対して質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（吉村陽一君）　質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第88号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（吉村陽一君）　討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第88号、令和7年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（吉村陽一君）　御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩をいたします。

—————・—————・—————
休憩　午後4時07分

再開　午後4時08分
—————・—————・—————

○副委員長（吉村陽一君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の議事は終了いたしました。

これもちまして、総務市民常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 4 時08分